

社会福祉法人結の会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人結の会（以下「本会」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 2 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- 3 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- 4 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 5 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 報酬等のうち賞与その他は支給せず、報酬のみ役職により支払金額を下記の通りとする。

- 2 評議員 無報酬
- 3 理事 無報酬
- 4 監事 日額（一人当たり） 10,000円
監事監査等への出席時支払

(報酬支払方法)

第4条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は第2条の第2号、第3号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関する者を対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があった時は、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

付 則 この規程は、平成29年9月14日より施行する。

付 則 （平成30年3月22日改正）

この改正は30年3月22日から施行する。